

## 国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16経規程第49号</p> <p>第1条～6条 省略</p> <p><u>(勘定科目の細分)</u> 第7条 <u>会計規則第6条に規定する勘定科目及びその細分は、別表5のとおりとする。</u></p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 省略</p> <p>別表第5 (第7条関係) 表省略</p>	<p>第1条～6条 省略 (現行どおり)</p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>第8条～第11条 省略 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 省略 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>附 則 (24規程第35号)</u> <u>この規程は、平成24年7月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u></p> <p>削る</p>	